

# 国史跡曾根遺跡群史跡保存活用計画策定支援業務 仕様書

## 1. 業務名

国史跡曾根遺跡群史跡保存活用計画策定支援業務

## 2. 委託期間

契約の日から令和10年3月31日まで

## 3. 履行場所

糸島市内

## 4. 業務目的

本業務は、国史跡曾根遺跡群（以下「遺跡群」という。）について、その本質的価値を適切に保存するとともに、地域資源として将来にわたり活用していくため、「史跡等保存活用計画策定指針」（文化庁）に基づく「国史跡曾根遺跡群史跡保存活用計画（以下「計画」という。）」の策定を支援することを目的とする。

## 5. 業務対象となる史跡

○本業務の対象となる遺跡群は、以下のとおりとなり、必要に応じて史跡指定地の周辺環境を含む。

➢史跡指定面積 22,909.95 m<sup>2</sup>

➢このうち整備対象となる公有化済みの指定地面積 7,888.06 m<sup>2</sup>

○遺跡群は、次の4遺跡で構成される。

① 平原遺跡（指定地 7,631 m<sup>2</sup>）

② ワレ塚古墳（指定地 3,065 m<sup>2</sup>）

③ 銭瓶塚古墳（指定地 8,327 m<sup>2</sup>）

④ 狐塚古墳（指定地 3,887 m<sup>2</sup>）

## 6. 業務内容

本業務の内容は、計画策定のための支援業務であり、その内容は以下のとおりである。

### （1）計画策定作業

#### ① 事前準備

業務開始にあたって技術者の選任や関係書類の提出、現地踏査等の事前準備を行う。

#### ② 前提条件の整理

計画策定の背景と目的、計画対象範囲、計画の位置づけ、計画の策定体制等を明確化する。これらの検討にあたっては、文化財保護を取り巻く社会情勢、上位関連計画や関係法令等に配慮する。

加えて、史跡指定地に関する基本的な情報として、位置、指定名称、指定に至る経緯、

指定面積、指定基準、指定要件、管理団体等を整理する。

③ 保存活用における現況の整理

調査成果や追加調査を踏まえ、遺跡群の現況を自然環境（地形、地質、水系、動植物等）、歴史環境（歴史的変遷、遺構、遺物等）、社会環境（土地利用、法規制状況、行政区、交通、見学の状況等）の観点から整理する。それぞれの整理にあたっては、必要に応じて周辺環境も含む。

加えて、保存活用に関するこれまでの取組、今後の課題を保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営の観点から整理する。

④ 構成要素と目指す方向の整理

遺跡群が有する価値等の構成要素を整理するとともに、将来の目指す方向を設定する。目指す方向の設定にあたっては周辺環境を含め、遺跡間を繋ぐ回遊ネットワークの形成等を視野に入れる。

⑤ 保存管理方針・保存管理計画の設定

遺跡群の確実な保存に向けた保存管理の方針を設定する。加えて、同方針のもと、具体的な保存管理の推進に向けて、構成要素ごとに保存管理の方法を設定するとともに、史跡指定地の保存管理に求められる地区区分、現状変更の取扱基準、追加指定及び公有化に関する方針を保存管理計画として設定する。

⑥ 活用方針の設定

地元住民の憩いの場、学校教育、生涯学習、観光、地域振興等の観点から、多くの人々に親しまれる遺跡群の実現に向けた活用方針を設定する。

⑦ 整備方針の設定

地元住民に親しまれ、見学者も訪れやすい遺跡群の実現に向けた整備方針を保存整備、活用整備の観点から設定する。

⑧ 管理運営方針の設定

遺跡群の持続可能な保存活用に向けて、官民共働による管理運営方針を設定する。

⑨ 計画策定後のロードマップの検討

上記の方針等を踏まえ、計画策定後の基本計画、基本設計、実施設計、整備計画等を見据えたロードマップを設定する。

当該ロードマップの設定にあたっては、発注者である糸島市文化課との協議を適宜行い、ソフト・ハード両面から検討する。

⑩ 整備後イメージ図の作成

(2) 委員会・協議・説明会等の運営支援

計画策定にあたって、策定委員会（年4回程度）、庁内協議（年2回程度）、地元説明会の運営支援を行う。資料の原稿を作成するとともに、これら会議後には議事要旨を作成する。

(3) パブリックコメントの整理

パブリックコメントの集約と、計画との整合の検討案の作成を行う。

(4) 計画をまとめた冊子の作成

作成した計画を市民に周知するため、計画の要旨をまとめた冊子を作成・刊行する。印刷部数は100部とする。

7. 成果品

受託者は、次の成果品を提出するものとする。

- ・計画書（製本） 20部
- ・計画書電子データ（Word、PDF等） 一式
- ・概要版 100部
- ・概要版電子データ 一式
- ・整備イメージ図データ 一式
- ・その他、市が必要と認める成果品

8. その他

(1) 法令を遵守し業務を遂行すること。

(2) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 貸与資料は適切に管理し、業務終了後速やかに返却すること。

(4) 成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は糸島市に帰属するものとする。ただし、受託者は、糸島市の承認を得た場合に限り、成果物を無償で活用することができる。

(5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ決定する。

(6) 業務実施に当たっては、市との調整会議を必要に応じて開催し、円滑な業務遂行に努めること。

(7) 調整会議は、糸島市役所又は市が指定する場所で開催すること。